

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行された。コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠である。しかし、残念ながら賃金・労働条件について、新制度の趣旨・目的とは異なり、常勤職員との均衡がはかられているとは言えない状況にある。

とくに人事院勧告が2年連続で期末手当の引き下げとなったことから、勤勉手当が支給されていない会計年度任用職員は大きな影響を受けることとなった。国の非常勤職員には勤勉手当が支給されているにも関わらず、現行地方自治法では短時間会計年度任用職員に支給できないことになっていない。また、フルタイム会計年度任用職員については法律上支給が可能だが、総務省からの指導によりほとんどの自治体で支給がされていない実態にある。正規・非正規の待遇格差の是正に向けては、国家公務員の非常勤職員に勤勉手当が支給されていることを踏まえ、地方公務員法や地方自治法の改正を進めていく必要がある。

また、会計年度任用職員の休暇については国の基幹業務職員との権衡により措置することとされ、病気休暇については無給とされている。

有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の間で取り扱いが異なることについて、「不合理な格差」にあたるとした最高裁判決も踏まえ、休暇に関しては、国・地方ともに常勤職員と同じ取り扱いとすべきである。

よって、所要額の調査の定期的実施など会計年度任用職員の実態を把握するとともに、地方自治法の改正など、制度の改善をはかるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

留 萌 市 議 会

衆議院議長	細田 博之	殿
参議院議長	山東 昭子	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
総務大臣	金子 恭之	殿
財務大臣	鈴木 俊一	殿